

## 災害発生時における死者・安否不明者等の氏名等公表基準

令和5年9月29日  
香川県危機管理総局

## 1 趣旨

災害発生時、県や市町、警察のほか防災関係機関が緊密に連携し、県民の命を守ることを最優先に迅速かつ円滑に災害への対応を図るため、家族や知人等の安否情報を求める人々に情報提供を行うことで、救助・復旧活動などへの支障等を回避することを目的に、あらかじめ死者・安否不明者等の氏名等の公表の基準を定める。

## 2 個人情報の取扱い

原則として、大規模災害発生時において、安否不明者等の個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に照らし、また、死者については、1の趣旨を踏まえ、次の「公表に当たっての考え方」によることとする。

## 3 公表に当たっての考え方

区分	人命救助、捜索活動の効率化・円滑化①	住基台帳の閲覧制限等②	家族等の同意	公表・非公表
安否不明者 行方不明者	○	なし	—	公表
		あり	—	非公表
	×	なし	○	公表
		あり	×	非公表
死者	/	なし	○	公表
			×	非公表
		あり	—	

① 氏名等を公表することが、人命救助、捜索活動の効率化、円滑化に資すること。

② 市町において住民基本台帳の閲覧制限等が措置されていないこと。

※ なお、発災当初の72時間は、人命救助に極めて重要な時間帯であることを踏まえ、①の要件に該当し、公表する場合は、当該災害の規模を勘案しつつ、発災後概ね48時間以内を目標に行う。

※ 公表後に本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者から、公表対象から除くよう申出があった場合は、公表対象から除く。

## 4 公表する氏名等

原則として氏名、住所（大字名まで）、年齢、性別とする。

## 5 公表の方法

県ホームページへの掲載及び報道機関への資料の提供による。

## 6 県、市町の主な役割

県：公表に関する最終判断、公表資料の作成や県ホームページへの掲載、報道機関への資料の提供など公表に関する業務、市町や警察本部など関係機関との調整（DVやストーカー行為の被害者等の所在情報の把握・確認を含む） など

市町：被災した家屋・住民の特定、死者・安否不明者等の名簿の作成、家族等に対する公表等に係る意向確認、住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認 など

## 7 その他

- ① 公表に当たり、県は、市町、警察のほか防災関係機関と緊密に連携し、迅速に状況、情報の確認に努める。
- ② 「安否不明者」とは、行方不明者となる疑いのある者、「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者、「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。